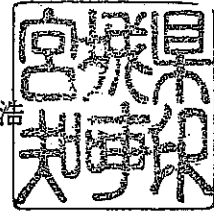


宮城県産業振興審議会長 殿

宮城県知事 村井 嘉浩



水産業の振興に関する基本的な計画について（諮問）

このことについて、産業振興審議会条例（平成12年宮城県条例第109号）第1条第1項の規定により、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問事項

我が県の水産業は東日本大震災で壊滅的な被害を受けたことから、平成23年10月策定の「宮城県震災復興計画」において、水産業の復興と発展に向けて、新しい水産業の創造と水産都市の再構築を推進することとし、同年10月に策定した「宮城県水産業復興プラン」に基づき水産業の復旧・復興を図っている。

「みやぎ海とさかなの県民条例（平成15年宮城県条例第48号）」に基づく「水産業の振興に関する基本的な計画（平成16年6月策定、平成20年3月変更。以下、「水産基本計画」という。）」の計画期間が平成25年度で終期を迎えることから、水産業の復興と発展に向けて、現在の「宮城県水産業復興プラン」を基に、水産基本計画案を策定することとし、その策定案について答申していただけるよう求めるもの。

2 諮問期間

平成25年12月25日から平成26年6月30日まで

3 当該計画に定める事項

東日本大震災からの復旧・復興や水産業の発展のために展開すべき主要施策等